

## 第14章 診療報酬明細書等の開示

被保険者等へのサービスの充実を図る観点から診療報酬明細書等の開示の依頼があった場合、個人のプライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示しております。

次の要領に基づき必要書類をご持参のうえ手続きしてください。

### 1. 開示の依頼ができる方

開示の依頼ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

#### (1) 被保険者等

- ア. 被保険者及び被扶養者（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む）（以下、被保険者）
- イ. 被保険者が未成年者又は成年被後見人の場合は法定代理人
- ウ. 被保険者が開示依頼をすることにつき委任した代理人（任意代理人）

#### (2) 遺族等

- ア. 被保険者が死亡している場合は、被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれに準じる者（以下、遺族）
- イ. 遺族が未成年又は成年被後見人の場合は法定代理人
- ウ. 遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任した代理人（任意代理人）

### 2. 開示の依頼に当たって必要な書類

上記1により、開示依頼をできる方が直接、下記の書類をご持参のうえ当組合まで来所願います。  
（札幌市中央区北4条西7丁目）

なお、居住地域が遠方等の理由により来所が困難なため、郵送によって開示依頼を行う場合は以下に掲げる書類の写しに加えて、その者の住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示願います。

#### (1) 診療報酬明細書等開示依頼書（様式医1）（保険医療機関ごとに必要です）

#### (2) 本人確認に必要な書類

##### ア. 被保険者による開示依頼の場合

下記の(ア)又は(イ)に掲げる書類で依頼書に記載された氏名、生年月日、住所（居所）が同一であることを確認します。

また、婚姻等によって開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合は旧姓等が確認できる。書類を提示願います。

##### (ア) 健康保険組合等が発行しているもの

健康保険被保険者証
-----------

(イ) 行政機関が発行しているもの

運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、旅券（パスポート）年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、共済年金証書、恩給証書等

イ. 法定代理人からの開示依頼の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、被保険者が未成年者又は成年被後見人であること及び依頼者が当該被保険者の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人である証明に、つぎに掲げる書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）のいずれかを提示願います。

戸籍謄本（抄本）、住民票、登記事項証明書、家庭裁判所の証明書、  
その他法定代理関係を確認し得る書類

ウ. 任意代理人からの開示依頼の場合

委任代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、つぎに掲げる書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）のいずれかと当該被保険者からレセプト開示依頼に関する委任があることを提示願います。

被保険者の署名・押印のあるレセプト開示依頼にかかる委任状、  
委任状に押印された印の印鑑登録証明書

\*開示の依頼ができるのは上記1の該当者本人に限っており、本人確認のための必要書類の提出又は提示を求めています。個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことなのでご理解をお願いいたします。

### 3. 保険医療機関等に対する事前確認

診療報酬明細書等の開示に当たっては、当該保険医療機関等に診療上支障が生じないことを確認する必要があります。

したがって、保険医療機関等から開示の同意を得られなかった診療報酬明細書等については開示できません。（ただし、遺族による開示依頼の場合を除く）

また、当組合では、診療内容に関する照会にはお応えできませんので併せてご了承ください。

### 4. 開示（交付）の事務処理

(1) 開示依頼書を受理した日から開示（交付）までの所要日数は、1ヵ月程度を要します。（診療報酬明細書等の抽出作業、保険医療機関等に対する事前確認作業等による）

(2) 開示（交付）については、開示依頼書で指定された方法により交付いたします。

なお、郵送による交付を希望される場合には、送付に要する費用について郵便切手の添付が必要です。

## 5. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準にしたがって記載されるものであり、保険診療外のもの等、必ずしも診療内容全てが記載されているものではないことをご理解願います。
- (2) 開示の依頼があった診療報酬明細書等について、なんらかの事情によりその存在が確認できない場合には、ご依頼にお応えできないことをご了承願います。